

写

2 消安第3942号
令和2年12月7日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る予防対策の強化・徹底及び年末・年始に向けた事前準備について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

国内においては、11月5日に今シーズン初めての発生確認以降、12月に入っても、宮崎県や香川県での発生に加え、6日に奈良県で国内16例目、また本日、広島県及び宮崎県で新たに、国内17例目、18例目となる本病の疑似患畜が確認されています。

本病の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」（令和2年11月19日付け2消安第3664号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、家きん飼養農場に対し、発生予防対策に関する情報提供及び指導等を実施していただいておりますが、今後も渡り鳥のシーズンは続くこと、また、野鳥が飛来しやすいため池などは全国に分布していることから、発生地域以外のどこであっても発生するリスクがあるとの現状認識のもと、さらに警戒を強める必要があると考えます。そのため、下記について遺漏なき対応をお願いします。

記

1. 地域や関係団体とも連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの際の飼養衛生管理の強化、③農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言の実施を徹底すること。
2. 都道府県内の関係部局や業者の参加も得て、防疫対策会議等を開催し、情報共有を図るとともに防疫マニュアルや発生時に備えた緊急防疫作業内容の手順や分担及び休日も含めた連絡・連携体制について、改めて確認すること。
3. 近年増加している大規模農場や養鶏密集地域での発生にも備えつつ、年末・年始に防疫作業等にあっても作業人員や防疫資材等に不足が生じないように、動員リストの確認や都道府県内の資材備蓄状況の確認、不足時に緊急的に購入できる業者の確認に加え必要に応じて資材を追加確保すること。

以上